



接続約款変更認可申請書

東相制第 08-156 号  
平成 21 年 3 月 9 日

総務大臣  
鳩山 邦夫 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにしんじゅくさんちょうめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

東日本電信電話株式会社

え べ つと

代表取締役社長 江 部

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成21年4月1日から実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧			新		
<p>(利用者料金の課金) 第92条(略)</p> <p>2 利用者料金の課金を行う電気通信事業者は、自己の機器により収集した課金に関する情報等により、課金を行うものとします。 ただし、<u>第54条(接続形態)に規定する接続形態のうち、当社から発信して接続型PHS事業者へ着信する通信、当社から発信して携帯・自動車電話事業者へ着信する通信及び当社から発信して国際系事業者へ着信する通信(前項ただし書きの場合を除きます。)</u>並びに<u>当社から電気通信番号規則第9条第5号に定める番号により発信して無線呼出し事業者へ着信する通信について、着信に係る電気通信事業者から課金に関する情報等を受信したときは、その情報等に基づき当社が協定事業者のために利用者料金の課金を行うこととします。</u></p>			<p>(利用者料金の課金) 第92条(略)</p> <p>2 利用者料金の課金を行う電気通信事業者は、自己の機器により収集した課金に関する情報等により、課金を行うものとします。 ただし、<u>当社は、協定事業者から課金に関する情報等を受信したときは、その情報等に基づき協定事業者のために利用者料金の課金を行うことがあります。</u></p>		
<p>料金表 第1表 接続料金 第1 (略) 第2 網改造料 1 適用(略) 1-1 網改造の対象となる機能</p>			<p>料金表 第1表 接続料金 第1 (略) 第2 網改造料 1 適用(略) 1-1 網改造の対象となる機能</p>		
区 分		備 考	区 分		備 考
(1)～(6)	(略)	(略)	(1)～(6)	(略)	(略)
(7) <u>携帯・自動車電話事業者との柔軟課金機能</u>	当社の利用者から発信する通信において、 <u>携帯・自動車電話事業者から課金のための情報を受信した後、利用者料金の課金を代行して行う機能</u>	携帯・自動車電話事業者に適用します。	(7) <u>柔軟課金機能</u>	当社の利用者から発信する通信において、 <u>協定事業者から課金のための情報を受信した後、利用者料金の課金を代行して行う機能</u>	携帯・自動車電話事業者、 <u>無線呼出し事業者又は中継事業者に適用します。</u>
(8)～(34)	(略)	(略)	(8)～(34)	(略)	(略)
(35) <u>無線呼出し事業者との柔軟課金機能</u>	当社の利用者から発信する通信において、 <u>無線呼出し事業者から課金のための情報を受信した後、利用者料金の課金を代行して行う機能</u>	<u>無線呼出し事業者に適用します。</u>	(35) <u>無線呼出し事業者との柔軟課金機能</u>	—————	<u>第7欄に規定する機能を適用します。</u>
(36)～(54) (略)	(略)	(略)	(36)～(54) (略)	(略)	(略)
(55) <u>付加サービス番号を使用するサービスに係る番号情報収容機能</u>	電気通信番号規則第5条(付加サービス番号として使用する場合に限り。) <u>又は第10条に規定する電気通信番号を使用する協定事業者のサービスの契約者に係る契約者回線番号等を当社の番号案内データベースに収容して番号案内の用に供する機能</u>	—————	(55) <u>付加サービス番号を使用するサービスに係る番号情報収容機能</u>	電気通信番号規則第5条(付加的なサービスを提供するために使用する場合に限り。) <u>又は第10条に規定する電気通信番号(以下「付加サービス番号」といいます。)</u> を使用する協定事業者のサービスの契約者に係る契約者回線番号等を当社の番号案内データベースに収容して番号案内の用に供する機能	—————
(56)～(60) (略)	(略)	(略)	(56)～(60) (略)	(略)	(略)
			(61) <u>付加サービス番号使用サービス接続機能</u>	<u>音声利用IP通信網サービスの利用者から発信して、協定事業者が提供する付加サービス番号を使用するサービスに接続する機能</u>	—————

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、平成21年4月1日から実施します。



接続約款変更認可申請書

西相制第 174 号  
平成 21 年 3 月 9 日

総務大臣  
鳩山 邦夫 殿

郵便番号 540-8511

おおさかみとおさかしちゅうおうくばんばちよう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町 3 番 15 号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわがふしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

おおたけ しんいち

代表取締役社長 大竹 伸一

登録の年月日及び番号

平成 16 年 4 月 1 日 第 234 号

電気通信事業法第 33 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成 21 年 4 月 1 日から実施します。
------	---------------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新																																		
<p>(利用者料金の課金) 第92条(略)</p> <p>2 利用者料金の課金を行う電気通信事業者は、自己の機器により収集した課金に関する情報等により、課金を行うものとします。</p> <p>ただし、第54条(接続形態)に規定する接続形態のうち、当社から発信して接続型PHS事業者へ着信する通信、当社から発信して携帯・自動車電話事業者へ着信する通信及び当社から発信して国際系事業者へ着信する通信(前項ただし書きの場合を除きます。)並びに当社から電気通信番号規則第9条第5号に定める番号により発信して無線呼出し事業者へ着信する通信について、着信に係る電気通信事業者から課金に関する情報等を受信したときは、その情報等に基づき当社が協定事業者のために利用者料金の課金を行うこととします。</p> <p>料金表 第1表 接続料金 第1 (略) 第2 網改造料 1 適用(略) 1-1 網改造の対象となる機能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)~(6)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(7) 携帯・自動車電話事業者との柔軟課金機能</td> <td>当社の利用者から発信する通信において、携帯・自動車電話事業者から課金のための情報を受信した後、利用者料金の課金を代行して行う機能</td> </tr> <tr> <td>(8)~(34)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(35) 無線呼出し事業者との柔軟課金機能</td> <td>当社の利用者から発信する通信において、無線呼出し事業者から課金のための情報を受信した後、利用者料金の課金を代行して行う機能</td> </tr> <tr> <td>(36)~(52) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(53) 付加サービス番号を使用するサービスに係る番号情報収容機能</td> <td>電気通信番号規則第5条(付加サービス番号として使用する場合に限り。 )又は第10条に規定する電気通信番号を使用する協定事業者のサービスの契約者に係る契約者回線番号等を当社の番号案内データベースに収容して番号案内の用に供する機能</td> </tr> <tr> <td>(54)~(59) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	備 考	(1)~(6)	(略)	(7) 携帯・自動車電話事業者との柔軟課金機能	当社の利用者から発信する通信において、携帯・自動車電話事業者から課金のための情報を受信した後、利用者料金の課金を代行して行う機能	(8)~(34)	(略)	(35) 無線呼出し事業者との柔軟課金機能	当社の利用者から発信する通信において、無線呼出し事業者から課金のための情報を受信した後、利用者料金の課金を代行して行う機能	(36)~(52) (略)	(略)	(53) 付加サービス番号を使用するサービスに係る番号情報収容機能	電気通信番号規則第5条(付加サービス番号として使用する場合に限り。 )又は第10条に規定する電気通信番号を使用する協定事業者のサービスの契約者に係る契約者回線番号等を当社の番号案内データベースに収容して番号案内の用に供する機能	(54)~(59) (略)	(略)	<p>(利用者料金の課金) 第92条(略)</p> <p>2 利用者料金の課金を行う電気通信事業者は、自己の機器により収集した課金に関する情報等により、課金を行うものとします。</p> <p>ただし、<u>当社は、協定事業者から課金に関する情報等を受信したときは、その情報等に基づき協定事業者のために利用者料金の課金を行うことがあります。</u></p> <p>料金表 第1表 接続料金 第1 (略) 第2 網改造料 1 適用(略) 1-1 網改造の対象となる機能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)~(6)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(7) 柔軟課金機能</td> <td>当社の利用者から発信する通信において、協定事業者から課金のための情報を受信した後、利用者料金の課金を代行して行う機能</td> </tr> <tr> <td>(8)~(34)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(35) 無線呼出し事業者との柔軟課金機能</td> <td><u>第7欄に規定する機能を適用します。</u></td> </tr> <tr> <td>(36)~(52) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(53) 付加サービス番号を使用するサービスに係る番号情報収容機能</td> <td>電気通信番号規則第5条(付加的なサービスを提供するために使用する場合に限り。 )又は第10条に規定する電気通信番号(以下「付加サービス番号」といいます。 )を使用する協定事業者のサービスの契約者に係る契約者回線番号等を当社の番号案内データベースに収容して番号案内の用に供する機能</td> </tr> <tr> <td>(54)~(59) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(60) 付加サービス番号使用サービス接続機能</td> <td>音声利用IP通信網サービスの利用者から発信して、協定事業者が提供する付加サービス番号を使用するサービスに接続する機能</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	備 考	(1)~(6)	(略)	(7) 柔軟課金機能	当社の利用者から発信する通信において、協定事業者から課金のための情報を受信した後、利用者料金の課金を代行して行う機能	(8)~(34)	(略)	(35) 無線呼出し事業者との柔軟課金機能	<u>第7欄に規定する機能を適用します。</u>	(36)~(52) (略)	(略)	(53) 付加サービス番号を使用するサービスに係る番号情報収容機能	電気通信番号規則第5条(付加的なサービスを提供するために使用する場合に限り。 )又は第10条に規定する電気通信番号(以下「付加サービス番号」といいます。 )を使用する協定事業者のサービスの契約者に係る契約者回線番号等を当社の番号案内データベースに収容して番号案内の用に供する機能	(54)~(59) (略)	(略)	(60) 付加サービス番号使用サービス接続機能	音声利用IP通信網サービスの利用者から発信して、協定事業者が提供する付加サービス番号を使用するサービスに接続する機能
区 分	備 考																																		
(1)~(6)	(略)																																		
(7) 携帯・自動車電話事業者との柔軟課金機能	当社の利用者から発信する通信において、携帯・自動車電話事業者から課金のための情報を受信した後、利用者料金の課金を代行して行う機能																																		
(8)~(34)	(略)																																		
(35) 無線呼出し事業者との柔軟課金機能	当社の利用者から発信する通信において、無線呼出し事業者から課金のための情報を受信した後、利用者料金の課金を代行して行う機能																																		
(36)~(52) (略)	(略)																																		
(53) 付加サービス番号を使用するサービスに係る番号情報収容機能	電気通信番号規則第5条(付加サービス番号として使用する場合に限り。 )又は第10条に規定する電気通信番号を使用する協定事業者のサービスの契約者に係る契約者回線番号等を当社の番号案内データベースに収容して番号案内の用に供する機能																																		
(54)~(59) (略)	(略)																																		
区 分	備 考																																		
(1)~(6)	(略)																																		
(7) 柔軟課金機能	当社の利用者から発信する通信において、協定事業者から課金のための情報を受信した後、利用者料金の課金を代行して行う機能																																		
(8)~(34)	(略)																																		
(35) 無線呼出し事業者との柔軟課金機能	<u>第7欄に規定する機能を適用します。</u>																																		
(36)~(52) (略)	(略)																																		
(53) 付加サービス番号を使用するサービスに係る番号情報収容機能	電気通信番号規則第5条(付加的なサービスを提供するために使用する場合に限り。 )又は第10条に規定する電気通信番号(以下「付加サービス番号」といいます。 )を使用する協定事業者のサービスの契約者に係る契約者回線番号等を当社の番号案内データベースに収容して番号案内の用に供する機能																																		
(54)~(59) (略)	(略)																																		
(60) 付加サービス番号使用サービス接続機能	音声利用IP通信網サービスの利用者から発信して、協定事業者が提供する付加サービス番号を使用するサービスに接続する機能																																		
	<p>附 則</p> <p><u>この改正規定は、認可を受けた後、平成21年4月1日から実施します。</u></p>																																		